



2022年8月4日  
株式会社 阿波銀行

## エメラダの資金・請求管理サービス「エメラダ・キャッシュマネージャー」を通じ 中小企業の各種法制度対応および資金管理業務のDX化を支援

阿波銀行（頭取 長岡奨、本店：徳島県徳島市）は、エメラダ株式会社（代表取締役 猪野慎太郎、本社：東京都港区）が提供する資金・請求管理サービス「エメラダ・キャッシュマネージャー」を通じて、中小企業の皆さまの資金管理業務のDX化、さらには電子帳簿保存法改正やインボイス制度への対応を支援しますので、お知らせいたします。

### 1. 「エメラダ・キャッシュマネージャー（旧名称：エメラダ・マーケットプレイス）」について

当サービスは、複数の銀行口座の一元管理や、入出金明細データのクラウド保存など、日々の資金管理をデジタル化できるクラウドサービスです。さらに、インボイス制度に対応が可能な請求書の発行や、電子帳簿保存法に対応した帳簿の保存、社内での電子データの共有により、企業のDX化およびペーパーレス化を支援します。

また当サービスを通じて、当行と情報を共有化することで、資金の動きをリアルタイムに分析・把握することが可能となり、資金繰り表作成の簡便化等、お客さまにおける事務の省力化ならびに効率化につながります。

### 2. エメラダ株式会社 会社概要

会社名	エメラダ株式会社
代表者	猪野 慎太郎
所在地	東京都港区南青山2丁目2-8 DFビル1011
設立日	2016年6月
URL	<a href="https://www.emerada.co.jp/">https://www.emerada.co.jp/</a>

#### 【インボイス制度および電子帳簿保存法改正への対応】

	インボイス制度	電子帳簿保存法
影響	2023年10月1日から、指定のフォーマットでの請求書発行を行わないと販売先が仕入税額控除が出来なくなります。	2024年1月1日から、電子で受領した請求書類は印刷して紙で保管することができなくなります。
必要な準備	課税事業者は2023年3月31日までに税務署へ登録申請書の提出、2023年10月1日から新しい請求書作成基準での請求書（適格請求書）を発行する必要があります。	2024年1月1日より電子（メールなど）で受領した請求書や領収書の電子保存が完全義務化されるため2023年12月31日までに、電子保存が可能なシステムの導入をする必要があります。

当行では、今後もフィンテック企業等との協働・連携を通じ、お客さまの課題解決に向けた支援やサービスの向上および利便性の高い新たな金融サービスを提供してまいります。